

10章 特別支援教室構想 について

現在、枚方市の小学校では、移動に支援が必要な肢体不自由児童に関しては、学校介助員が配置され、移動や着替え、トイレなどの身辺動作を介助しています。しかし、肢体不自由児以外で、歩いたり、走ったりすることはできるものの、同じように身辺自立が難しい児童（神経発達症や、ダウン症など）に対しては、介助員の配置はなく、現状、支援担任がトイレや着替え、食事介助などを行っていることがほとんどのように思います。

そのような現場では、支援担任の本来の仕事である、児童への学習指導がままならず、結果として業務の増加や、学習指導の後回し、その先生が担任する他の児童の指導に支障をきたしていることも多々あるように感じます。また、子どもたちも、先生が介助できる時間まで待たねばならないことも多く、我慢を強いられることもあるようになります。

（例：トイレ介助が必要な児童が、尿意を感じてもすぐにトイレに行けないなど）

そのため、上記のような「移動が自立」していても、何らかの要因で「身辺自立ができない児童」が入学された場合には、肢体不自由児同様に、介助員（介護の専門家）を配置し、支援担任が支援教育に専念できる環境を整えることが、様々な子どもたちが学べる環境作りと、教員の資質向上には必須であると考え、特別支援教室構想の中に介助員配置の対象拡大を盛り込んでほしいと考えます。

また、前回の答申のメールにも書きましたが、「命の大切さ」を学ぶための取り組みも盛り込めたらと考えています。